

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

小郡市男女共同参画推進条例 一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまちをめざして

市では、平成20年4月に男女共同参画推進条例を施行し、男女の人権が尊重され、自分らしくいきいきと生活できるまちづくりに取り組んでいます。今回は、この条例に掲げられている6つの考え方を紹介します。

①男女の人権の尊重

性別に関わらず、誰もが人権を尊重されなければなりません。

②社会の制度や慣行についての配慮

男性も女性も、自分の意思で活動を選択できるように配慮が必要です。

③政策などの立案・決定への参画

政策や企業の方針を決定する際に、男女それぞれの意見を取り入れましょう。

④家庭生活と他の活動の両立

誰もが、仕事や家庭、地域の活動などをバランスよく選択する権利を持っています。

⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

それぞれの性特有の健康問題などを理解し合い、健康的に過ごすことが大切です。

⑥国際的協調

男女共同参画の実現に向けた取組みは、世界中で広く行われています。



女性に対する暴力の相談窓口を紹介します

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？ひとりで悩まずに相談してください。

おごおり女性ホットライン

☎092-513-7337

月～金曜日(祝日除く)

午前10時～午後5時

配偶者や恋人からの暴力のほか、セクシュアル・ハラスメント、仕事、地域、家庭のことなど、さまざまな悩みに専門の女性相談員が対応します。

秘密は厳守します。また、相談は無料です。

北筑後保健福祉環境事務所(DV相談専用電話)

☎34-8111

月～金(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

福岡県あすばる女性相談ホットライン

☎092-584-1266

月～木、土日祝日(8/13～8/15を除く)

午前9時～午後5時

金

午前9時～午後5時、午後6時～8時30分

※福岡県女性相談所の相談専用電話は、4月1日から「福岡県あすばる女性相談ホットライン」に変わり、電話番号も変更されました

福岡県配偶者からの暴力相談電話

☎092-716-0424

月～金

午後5時15分～午前0時

土日祝日

午前9時～午前0時

※福岡県配偶者からの暴力相談電話は、4月25日から電話番号と受付時間が変わります

☎092-663-8724 月～金：午後5時～午前0時 土日祝日：午前9時～午前0時



★上記はすべて、12月29日～1月3日を除きます

★緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署☎73-0110)または110番に連絡してください